

平成 18 年 8 月 31 日
社団法人 日本監査役協会

監査・保証実務委員会報告第 75 号
「監査報告書作成に関する実務指針の改正」(公開草案)について

1. 継続企業の前提に関する注記は、「参考情報とされ直接的には監査の対象にはならない。」(3 頁 追記情報)としながら、会計監査人に対して追記情報の開示を求めていることには制度上の疑義があるものと思料する。すなわち、監査の対象ではない事項を監査報告書の追記情報に記載することが可能なのか、また妥当であるのか疑問である。したがって、少なくとも、臨時計算書類の監査上のルールとしては、参考情報として開示される事項については、監査対象として取り扱うことの明記が必要である。

2. 会社計算規則第 131 条(継続企業の前提に関する注記)においては、経営者に対して、次に掲げる事項の注記を求めている。
 - 一号:(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる)当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 二号:継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 三号:当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 四号:当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無これらについて会計監査人に対して、経営者による注記内容の妥当性を判断することを求めるのであれば、事業年度末と同様に慎重な手続を踏むべきことを、「監査報告書作成に関する実務指針」において明記する必要があると考える。具体的には、原案 2 頁(2)「臨時計算書類の監査」の項の本文を活かしながら、その項の「追記情報」の記載内容を修正し、整合を図ることが必要であると思料する。

3. このように取り扱うことにより、監査役等との連携など一連の監査役監査と会計監査の関係も年度の「監査」と同様に対処することが明確になるといえる。

以 上